

「建機コーナー」オークション規則



株式会社いすゞユーマックス

「建機コーナー」オークション規則

第1条（参加規則）

1. 「建機コーナー」オークション（以下、単に、建機コーナーという）に参加するにあたり、建機コーナーに出品される機械の性質・機構等の知識を熟知の上取引を行い、且つ本規則を遵守するものとしてします。
2. 本規則で定めた事項以外については、いすゞモーターオークション会員規約（以下、IMA規約という）に準じるものとしてします。また、建機コーナー以外の出品については本規則は適用されません。

第2条（出品条件）

1. 建機コーナーへの出品は自走可能な建設機械及び農業機械且つ、事務局が出品を認めた機械としてします。
2. 建機コーナーの区分は、以下の通りとしてします。但し、以下に定めた区分に明確に該当しない場合、事務局にて種別及び区分を判断してします。

－建機コーナー区分－

種別／区分	小型機械	大／中型機械
フォークリフト	荷重 3.5t 未満	荷重 3.5t 以上
ブルドーザー	－	全機種
その他建設機械及び農業機械	機械質量 5t 未満	機械質量 5t 以上

3. 出品票の記載義務事項は、原則以下の通りとしてします。なお、事務局判断にて追加指示をする場合があります。また事務局が認めた未記入欄については、原則不明と判断してします。

－出品票記入内容対応表－

出品票項目	記入内容
年式	製造年月
通称車名	製造者名（メーカー名）
型式	型式
グレード及びボディ形状	名称（商品名）
排気量	
積載量	
走行	
シフト	
装備	
色	
燃料	

特記事項	機械質量、アワーメーター、セールスポイント、注意点等
車台 No.	製造番号
登録 No.	
出品店名・会員 No.	通常通り記入
社名	
住所	
TEL	
スタート価格	
落札最低価格	
売切	

- 盗難品、遺失物、差押え、抵当権設定済みの機械は出品できません。善意の第三者からの権利義務関係を主張される恐れがある機械も同様とします。
- オイル漏れが著しい機械または、事務局が著しいと判断した機械は出品できません。
- その他、事務局判断で出品をお断りする場合があります。

第3条（必要書類）

- 登録済機械及び一時抹消機械については、IMA規約に準じます。
- 1項に該当しない場合は、IMA所定の「誓約書兼販売証明書」を必要書類とします。但し、必要書類の要件については別途事務局判断とする場合があります。また、メーカー発行の「譲渡証明書」がある場合は、必ず提出することとします。

第4条（手数料）

- 建機コーナーの手数料は以下の通りとします。

区分／手数料	出品料	成約料	落札料
大・中型機械	¥21,000	¥22,000	¥35,000
小型機械	¥10,000	¥12,000	¥20,000

- 商談及び ima-net での落札は、別途手数料としてそれぞれ¥5,000 を加算します。

第5条（検査）

建機コーナーの出品機械については検査を行わないものとし、落札店は落札にあたって、現物下見及び出品票記載事項の確認等を十分行うものとします。

第6条（クレーム）

原則ノークレームとします。但し、以下の事項に該当し事務局が認めた場合のみクレームを受付けます。その場合の受付期間は、IMA規約に準じます。

- ① 出品票の記載事項に誤記等があった場合
- ② 上物が正常に機能しない事が出品票に明記されていない場合
- ③ 盗難、遺失物、差押え、抵当権設定済み等の機械であった場合
- ④ その他、事務局が重大クレームと判断した場合

第7条（落札機械の搬出）

1. 事務局の入金確認後の搬出とします。
2. 搬出期限は、オークション開催日を含め7営業日とします。（オークション開催日は、オークション終了後に搬出可能です。）

第8条（流札機械の搬出）

1. 搬出期限は、第7条2項と同様とします。
2. 搬出期限までに搬出されなかった機械については、ペナルティとして、搬出期限日から5営業日までは出品料相当額（小型：¥10,000、大・中型：¥20,000）とします。それ以降は、1営業日あたり小型：¥3,000、大・中型：¥6,000を請求致します。

第9条（下見代行）

行いません。

第10条（解約金）

I MA規約 第44条における大/中型トラック・バスの扱いと同様とします。

第11条（消費税の表示方法）

車両代金、手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係る消費税は別途表示します。

第12条（規則の改訂）

株式会社いすゞニューマックスが本規則の改訂を必要と判断した場合は、随時改訂いたします。その改訂の内容は、場内掲示およびインターネット等によりその都度会員に告知いたします。

第13条（施行）

平成26年4月1日作成

令和1年10月1日改訂

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定